

【水田農業構造改革推進事業】

スマート農業普及促進事業〔県単・継続〕

予算額 3,500 千円

水田経営の低コスト化や規模拡大を図るため、省力化等に資するスマート農業機械の導入を支援する。

1 事業の概要

省力化・労働力分散に必要なスマート農業機械整備に対する助成

2 補助率

1 / 3 以内

メニュー	事業主体	対象要件	対象作物
スマート農業普及促進事業費(地方創生交付金)	認定農業者、集落営農	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施年度の水田経営面積の合計が概ね20ha以上で、3年以内に2割以上の経営面積を拡大すること。・ 認定農業者にあつては、事業実施翌年度末までに法人化し、かつ通年外部雇用を導入することが確実と見込まれること。・ 集落営農にあつては、事業実施翌年度末までに法人化することが確実と見込まれること。・ 人・農地プランの中心経営体に位置づけられていること。・ 事業で導入したスマート農業機械に係る現地検討会等を年1回以上行うこと。	飼料稲(飼料用米、WCS用稲)、麦類、大豆、そば、飼料作物(とうもろこし、牧草等)、その他土地利用型作物



ドローンによる防除



自動操舵システム